

<ガス・水道事業の取扱いについて>

合併により、黒埼地区の水道事業は新潟市水道局の管轄となり、新潟市給水条例が適用され、水道料金の体系・検針日等が変更になります。
ガス事業はそのまま引き継がれ、合併前と変わりません。

1 水道料金

合併後は、2カ月に1回（黒埼地域は偶数月）の検針となり、料金の請求も2カ月毎になります。

新潟市水道料金表（1カ月分）

（平成13年1月1日から適用）

口径	準備料金	水 量 料 金					
		10m ³ まで	11m ³ ~30m ³	31m ³ ~50m ³	51m ³ ~100m ³	101m ³ ~300m ³	301m ³ 以上
13mm 16mm	800円 900円	1m ³ につき 35円					
20mm 25mm 40mm 50mm 75mm 100mm 150mm	1,900円 2,950円 7,200円 11,700円 26,300円 46,700円 105,700円	1m ³ につき 82円	1m ³ につき 93円	1m ³ につき 100円	1m ³ につき 116円	1m ³ につき 134円	1m ³ につき 157円
公 衆 浴 場	専 用	使用水量300m ³ までの分 8,300円				使用水量300m ³ を超える分 1m ³ につき27円	
	併 用	使用水量20m ³ までの分2,080円	使用水量20m ³ を超え 300m ³ までの分 8,300円				
船 舶 給 水 用		1m ³ につき 131円					
私設消火栓演習用		1せん放水時間10分につき 1,310円					

（水道料金は、準備料金と水量料金の合計額に105/100を乗じて算出し、1円未満の端数は切り捨てます。）

※ 合併後の最初の検針は2月上旬から中旬に実施し、1~2月分として請求させていただきます。

なお、この料金につきましては、12月の定例検針日から引き続きご使用の方は2カ月計算とし、平成12年12月31日までは黒埼町料金、平成13年1月1日以降は新潟市料金を適用した日割り計算にさせていただきます。

※ 水道料金が平成12年度から15年度の間で、黒埼町料金より新潟市料金が高額となる場合は、その差額に対して緩和措置（減額）が適用になります。

（その差額に対して12年度：8割、13年度：6割、14年度：4割、15年度：2割が減額になります。）

2 ガス・水道料金の納付について

(1)窓口納付

最寄りの取り扱い金融機関、もしくは黒埼事業所（旧黒埼町ガス水道局）でお支払いください。

(2)口座振替

現在、料金の口座振替をご利用されている方は、そのまま継続されますので新たな手続きは必要ありません。

（水道料金の口座振替日は変更となります。新しい口座振替日は、合併後最初の検針時に検針票によりお知らせします。）

3 水道に関するご連絡・お問い合わせ先

次の場合は、新潟市水道局西営業所（☎266-9311）へご連絡ください。

- (1)水道の使用を開始するとき
- (2)水道の使用を中止するとき
- (3)使用者の名義が変わるとき
- (4)用途変更があるとき

水漏れ修理の申し込みについて

- (1)ご家庭に設置してあるメーターより上流（道路）側の修理については、水道局西工事事務所（☎266-9311）へご連絡ください。
- (2)ご家庭に設置してあるメーターより下流（建物）側の修理については、従来どおりお近くの水道局指定工事店に申し込んでください。

4 ガスに関するご連絡・お問い合わせ先

新潟市水道局黒埼事業所（☎377-2516）